

# 社会福祉法人湖東会 役員等報酬規程

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湖東会（以下「当法人」という。）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

## (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は支給しないものとする。

## (費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会を出席した場合並びに監事が監査を実施した場合、次のように費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2. 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

費用弁償額	¥5,000
-------	--------

## (出張旅費)

第3条 役員および評議員が法人業務のために出張する場合は、次により報酬および旅費を受け取ることができる。

区 分	鉄道賃	船 賃	航空賃	車 賃	日当（1日）	宿泊料（1泊）
金 額	実 費	実 費	実 費	実 費	¥2,000	¥12,000

## (改 廃)

第4条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

## 附 則

この規程は、平成10年6月1日より施行する。

この規程は、平成16年1月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する